

# 家畜衛生情報

香川県畜産課  
TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204  
香川県東部家畜保健衛生所  
TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558  
香川県西部家畜保健衛生所  
TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

## 手当金減額率の見直しについて



家畜伝染病発生時に殺処分された家畜については手当金が支払われますが、手当金の減額率の算定の見直しがあり、令和7年10月から運用が変更されました。

### 【手当金算定において判断されるポイント】

- 日ごろの飼養衛生管理（衛生対策など）の状況
- 病気の疑いがあったとき、すぐに通報したかどうか
- 病気の広がりを防ぐための協力状況

### 【見直し後の重要なポイント】

- 飼養する家畜に異状があるにもかかわらず家畜を出荷した場合や、通報の遅れなど、病気を外に拡げる恐れのある行為は、減額の大きな理由となります。
- 家畜伝染病予防法に基づいて、家畜保健衛生所（県）から衛生管理等に関する指導・助言、勧告、命令があったにもかかわらず改善しなかった場合、減額の大きな理由となります。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱が同一農場で再発生した場合、過去にも守られていなかった飼養衛生管理基準の不遵守事項が繰り返されていると、減額の大きな理由となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守項目が多い場合は、各項目の状況が積み上げられるため、減額が大きくなります。

### 【農家の皆様へのお願い】

日ごろから飼養衛生管理基準をしっかりと守り、病気の拡大を防ぐためにも家畜に異状があればすぐに通報をお願いします。

また、手当金の減額を防ぐためにも、改めて飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。

なお、今回の手当金の考え方の見直しについては、下記の農林水産省ホームページにも掲載されておりますのでご確認ください

[https://www.maff.go.jp/j/syousan/douei/katiku\\_yobo/attach/pdf/kouhukin-3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syousan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/kouhukin-3.pdf)

### ◆ 令和8年の蜜蜂飼育届を提出してください



令和8年1月1日時点で蜜蜂を飼育されている方は、1月末までに飼育届を提出してください。届出には、香川県電子申請・届出システムをご活用ください。

- ▼届出時期:令和8年1月1日から1月31日
- ▼提出先:香川県農政水産部畜産課
- ▼様式、提出方法等:香川県農政水産部畜産課ホームページをご確認ください。
- ▼届出の対象外:花粉交配の目的で一定期間のみ飼育する場合





## 牛のアルボウイルス感染症について

家畜衛生講習会(海外悪性伝染病特殊講習会)から



アルボウイルスとは、節足動物（蚊、マダニ、又力力など）が吸血することにより伝播されるウイルスの総称で、一部のウイルスは異常産、発熱などの原因となります。牛のアルボウイルスの代表的な疾病としては、アカバネ病（流早産、子牛体形異常、子牛の脳脊髄炎）や牛流行熱、チュウザン病、イバラキ病などが知られています。

アルボウイルスは、日本周辺の常在地から毎年のように侵入しており、侵入防止手段がありません。そして、一度国内に入ると、節足動物が盛んに活動する夏～秋に、広範囲に伝播される可能性があります。

最近の研究では、節足動物が気流に乗って国外から渡ってきていていることも判明しており、また国内で新規のアルボウイルスが複数発見されています。特に近年は、地球温暖化の影響や家畜・畜産物のグローバルな移動により、発生リスクが上昇しています。

国内の浸潤状況を調べるために、毎年、本県を含め全国で子牛（未越夏牛）約3000頭について年4回（6, 8, 9, 11月）抗体検査や遺伝子検査をし、モニタリングしています。しかしながら、アルボウイルス感染症の症状は、異常産など感染時期と発症時期がずれていることがあること、また常に発生リスクがあることから、流行頻度の高い疾病（アカバネ病など）には農場でのワクチン接種が対策として重要です。



## 養豚場でのネズミ防除 IPM プログラム

第66回全国家畜保健衛生業績発表会から



IPMとは、Integrated Pest Managementの略で「総合防除」と訳されます。

農林水産省の定義では、農作物に対して有害動植物の防除を総合的におこなうことで、環境的・化学的・物理的な防除を適時適切に組み合わせるものです。

畜産分野での取り組み事例は珍しく、今回、IPMに基づくネズミ防除体系（IPMプログラム）を取り入れて効果が得られた農場についての発表演題を紹介します。

当該農場は、母豚約50頭を飼養する繁殖農場で、周囲は茶畠に囲まれています。さらに、離乳舎と母豚舎の床は土で構成され、ネズミの被害を受けやすい環境でした。農場主が独自に対策をしていましたが、ネズミの生息数は増加の一途でした。家保の立入時、ネズミが常時見られ、生息数は1豚舎あたり1,000～2,000匹と推定されました。そこで、IPMプログラムを作成し対策を実施しました。

環境的防除として、①農場に隣接する藁小屋を処分しネズミの営巣場所を除去すること

②不断給餌を制限給餌に変更し夜間にネズミに盗食されないようにすること

化学的防除として、③ネズミの生息数に応じて散剤または固形の殺鼠剤を使い分けること

物理的防除として、④カゴトラップを設置し、捕獲数を記録することとしました。

取り組みを始めて3ヵ月程度で、許容水準（ほとんどネズミを見かけない）まで改善したとのことで、畜主はIPMプログラムを継続することでした。IPMを畜産分野に応用した優良事例として参考にしてください。

## 鳥インフルエンザ発生防止のために、ため池に野鳥対策を

鳥インフルエンザが発生した養鶏場に対する国の疫学調査では、発生養鶏場周辺のため池などの水場で、多数の野鳥が確認されています。鳥インフルエンザウイルスは渡り鳥によって運ばれていますので、このような状態を放置すると、養鶏場へのウイルス侵入リスクが非常に大きくなります。このため、鳥インフルエンザ発生予防には、養鶏場周辺のため池などの水場の野鳥侵入防止対策をとることが効果的です。今回は、県内養鶏場での野鳥対策事例を紹介します。

この事例では、養鶏場が船舶や網などを取り扱う業者と協力し、ため池に防鳥ネットを設置しました（写真参照）。設置後、このため池への野鳥の飛来は見られていません。

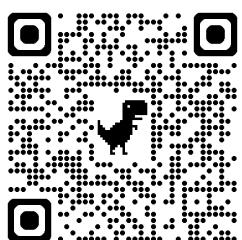
ため池への野鳥対策には、他にも水抜き、ロープやテグスなど防鳥糸の設置等の方法があり、対策したため池では、野鳥の飛来数が減少、もしくは飛来がなくなったという報告もあります。まだ養鶏場近くのため池対策を実施していないという方は、ため池の所有者や関係者、土地改良事務所と十分協議を行ったうえで、ぜひご検討ください。



### 牧草畑等に使用する肥料について

令和7年9月に、牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料のBSEに係る規制の一部が見直されました。肥料製造過程で実施されていた摂取防止材（唐辛子粉末等）の混合またはBSEの発生予防に効果がある原料加工（灰化等）の管理措置が原則不要となります。牛等由来たん白質や動物由來の白質を含む表示は引き続き必要です。牛等の飼養者は、上記肥料を牛等が誤って摂食しないように保管してください。また、牧草地等には施用しないよう注意してください

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/kaisei2509.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kaisei2509.html)



### 家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(近県) R7.5月～R7.7月

	疾病名	畜種	発生場所	発生時期	発生延べ戸数	発生頭羽数 (蜜蜂は群数)
法定	ヨーネ病	牛	兵庫県、高知県	R7.5～R7.6	5	6
届出	牛ウイルス性下痢症	牛	島根県	R7.5	1	1
	牛伝染性リンパ腫 (旧:牛白血病)	牛	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	R7.5～R7.7	90	110
	破傷風	牛	山口県	R7.6	1	1
	豚丹毒	豚	兵庫県、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県	R7.5～R7.7	17	23
	鶏伝染性気管支炎	鶏	広島県	R7.7	1	2
	伝染性ファブリキウス囊病	鶏	岡山県	R7.5～R7.7	2	9
	マレック症	鶏	高知県	R7.5	1	2
	レプトスピラ症	犬	愛媛県	R7.6	1	1
	アカリングダニ症	蜜蜂	兵庫県	R7.5	1	1